毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
4月1日
（日曜日）

目　次

○訓令
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）……1

山口県訓令第三号の二

庁中一般
各出先機関
会計管理局
山口県教育庁
各教育機関
山口県警察本部
各警察署
山口県議会事務局
山口県監査委員事務局
山口県人事委員会事務局
山口県労働委員会事務局

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

山口県知事　二井関成

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程（昭和四十四年山口県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「十三　主査」を「十三　副課長」に、「主査（課に二人以上の主査が置かれている場合にあつては、課の事務を総括する主査）」を「副課長」に改め、「係る場合にあつては、」の下に「組織規則第十二条第一項及び第十八条第一項に規定する副課長並びに」を、「課長等」の下に「（いずれも組織規則第十二条第一項及び第十八条第一項に規定する課長を除く。）」を加え、「にあつては監査専門員」を「及び人事委員会事務局にあつては主幹」に改める。

第十条第一項の表及び同条第二項の表中「主査」を「副課長」に改める。

別表第一の2の表4の項の⒅を次のように改める。

⒅ 予定価格及び最低制限価格の承認（会計規則第156条第1項）	県工事の執行に係るもの以外のもの			
	県工事の執行に係るもの	○		
			○	○ 工事関係事務所

別表第三の1の表人事課の部2の項の⑴を削り、同項の⑵中「法」を「地方自治法」に改め、同項中⑵を⑴とし、⑶を⑵とし、⑷を⑶とし、同表学事文書課の部4の項の⑴中「制定又は改廃の報告（地方自治法第252条の17の11）」を「公布」に改め、同表防災危機管理課の部2の項中⑵を削り、⑶を⑵とし、⑷から⑹までを⑶から⑸までとし、同項の⑺中「⑹」を「⑸」に改め、同項の⑺を同項の⑹とし、別表第三の2の表統計分析課の部の次に次のように加える。

スポーツ推進課	1　スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1)　地方スポーツ推進計画の策定（法第10条第1項）	○					
		(2)　教育委員会の意見聴取（法第10条第2項）			○			
	2　体育大会に関する事務	(1)　国民体育大会に出場する選手及び監督の委嘱	○					
		(2)　県体育大会の役員等の委嘱			○			
文化振興課	1　地域文化の振興に係る施策の企画及び総合調整に関する事務	(1)　地域文化の振興に関する基本的施策の決定	○					
		(2)　地域文化の振興に係る施策の企画、推進及び調整	課長が特に重要と認めるもの		○			
			課長が特に重要と認めるもの以外のもの			○		
県史編さん室	1　県史の編さんに関する総合調整に関する事務	(1)　県史の編さんに関する基本的施策の決定	○					
		(2)　県史の編さんに関する企画及び総合調整に関すること。	室長が特に重要と認めるもの		○			
			室長が特に重要と認めるもの以外のもの			○		

別表第三の3の表民間空港再開推進室の部を削り、同表観光交流課の部中「観光交流課」を「観光振興課」に改め、同表交通運輸対策室の部中「交通運輸対策室」を「交通政策課」に改め、同部1の項の(2)中「室長」を「課長」に改め、同部に次のように加える。

3　民間空港の再開に係る施策の企画及び総合調整に関する事務	(1)　民間空港の再開に関する基本的施策の決定	○						
	(2)　民間空港の再開に係る施策の企画、推進及び調整	課長が特に重要と認めるもの		○				
		課長が特に重要と認めるもの以外のもの			○			

別表第三の4の表県民生活課の部3の項の(3)中「○」を「○」に改め、同部4の項の(3)を削り、同項の(4)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、同項の(4)を同項の(3)とし、同部5の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　(1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	○

別表第三の4の表県民生活課の部5の項の(3)を削り、同部6の項中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(10)までを(6)から(9)までとし、(11)及び(12)を削り、同項の(13)中「(12)」を「(9)」に改め、同項の(13)を同項の(10)とし、同部7の項の(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　個別信用購入あつせん業者に対する改善命令（法第35条の3の21第1項）			○				
(2)　個別信用購入あつせん業者に対する業務停止命令等（法第35条の3の32第2項）			○				

別表第三の4の表県民生活課の部7の項に次のように加える。

(3)　(1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。					○		

別表第三の4の表県民生活課の部8の項の(1)から(3)までを次のように改める。

(1)　販売業者、役務提供事業者等に対する指示（法第7条、第14条、第22条、第38条、第46条、第56条）			○				
(2)　特定商取引に関する業務の停止命令等（法第8条、第15条、第23条、第39条、第47条、第57条）			○				
(3)　(1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。					○		

別表第三の4の表県民生活課の部8の項の(4)から(10)までを削り、同部9の項の(3)中「○　」を「　○」に改め、同部12の項の(9)を次のように改める。

(9)　認定（法第44条第1項）			○				

別表第三の4の表県民生活課の部12の項に次のように加える。

(10)　認定の有効期間の更新（法第51条第2項）			○				
(11)　仮認定（法第58条第1項）			○				
(12)　合併の認定（法第63条第1項、第2項）			○				
(13)　報告及び検査（法第64条第1項、第2項）			○				
(14)　勧告及び命令（法第65条第1項、第2項、第4項）			○				
(15)　その他の事業の停止命令（法第66条第1項）			○				
(16)　認定又は仮認定の取消し（法第67条第1項—第3項）			○				
(17)　(1)から(16)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。	本庁所管法人に係るもの					○		
	本庁所管法人以外の特定非営利活動法人に係るもの	認定特定非営利活動法人の認定又は仮認定特定非営利活動法人の仮認定に関するもの					○		
		認定特定非営利活動法人の認定又は仮認定特定非営利活動法人の仮認定に関するもの以外のもの						○	県民局

別表第三の4の表文化振興課の部及び県史編さん室の部を削り、同表自然保護課の部3の項の(10)中「同意又は」を削り、「第16条第2項、第3項」を「第16条第3項」に改め、別表第三の5の表厚政課の部1の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(12)までを(2)から(11)までとし、同項の(13)中「(12)」を「(11)」に改め、同項の(13)を同項の(12)とし、同表薬務課の部2の項の(6)を次のように改める。

(6)　医薬品の店舗販売業の許可（法第26条第1項）						○	保健所

別表第三の5の表薬務課の部2の項の(7)中「卸売一般販売業者の販売の制限に係る特例」を「卸売販売業者」に、「第26条第3項」を「第34条第1項」に、「店舗」を「営業所」に改め、同項の(8)中「薬種商試験」を「登録販売者試験」に、「第28条第2項」を「第36条の4第1項」に改め、同項中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)から(15)までを(10)から(14)までとし、同項の(16)中「(15)」を「(14)」に改め、同項の(16)を同項の(15)とし、同部4の項の(6)を次のように改める。

(6)　業務上取扱者に対する措置の命令（法第22条第6項）						○	保健所

別表第三の5の表こども未来課の部5の項の(11)中「(10)」を「(11)」に改め、同項中(11)を(12)とし、(3)から(10)までを(4)から(11)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3)　児童自立生活援助事業の制限又は停止の命令（法第34条の6）			○				

別表第三の5の表障害者支援課の部4の項中(5)を削り、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同項の(2)中「児童自立生活援助事業」を「障害児通所支援事業等」に、「第34条の5」を「第34条の6」に改め、同項の(2)を同項の(3)とし、同項の(1)中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同項中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1)　指定障害児通所支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止（法第21条の5の23第1項）			○				

別表第二の5の表障害者支援課の部4の項の⑧中「第57条の2第2項」を「第57条の2第4項」に改め、別表第二の6の表経営金融課の部7の項の⑧を削り、同項の⑨中「(8)」を「(7)」に改め、同項の⑨を同項の⑧とし、同部11の項の①中「事業計画の作成（法第12条第1項」を「期限前償還の請求（法第7条第1項」に改め、同部14の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同項の①及び②を次のように改める。

(1)　業務改善命令（法第24条の6の3第1項）			○				
(2)　登録の取消し又は業務の停止の命令及び役員の解任の命令（法第24条の6の4第1項、第2項）			○				

別表第二の6の表経営金融課の部14の項の③中「第37条」を「第24条の6の5」に改め、同項の④中「所在不明者」を「所在不明者等」に、「第38条第1項」を「第24条の6の6第1項」に改め、別表第二の7の表流通企画室の部4の項の②中「(1)」を「(1)及び(2)」に改め、同項中②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

(1)　勧告及び措置命令（法第9条）			○				

別表第二の7の表漁港漁場整備課の部1の項の③中「認可の申請」を「報告」に改め、同項の④中「第6条第10項」を「第6条第9項」に改め、同部3の項の⑳中「承認の申請」を「協議」に改め、別表第二の8の表監理課の部5の項の②から④までを削り、同表道路整備課の部1の項中㉛を削り、㉜を㉛とし、㉝を㉜とし、㉞を㉝とし、同項の㉟中「㉞」を「㉝」に改め、同項の㉟を同項の㉞とし、同部5の項の④から⑦まで を削り、同項の⑧中「(7)」を「(3)」に改め、同項の⑧を同項の④とし、同部中7の項を削り、8の項を7の項とし、同表都市計画課の部9の項の③中「認可又は変更の認可の申請（法第4条第1項」を「協議又は変更の協議（法第4条第2項、第6項」に改め、同項の④中「認可の申請」を「協議又は変更の協議」に、「第25条の3第1項、第2項」を「第25条の3第2項、第3項、第7項」に改め、同表河川課の部2の項の⑳中「承認の申請」を「協議」に改め、同表港湾課の部1の項の⑤中「認可の申請又は認可」を「協議又は届出」に、「第4条第4項」を「第4条第4項、第8項」に改め、同部7の項の⑳中「承認の申請」を「協議」に改め、同表建築指導課の部11の項の①中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同項の②中「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表住宅課の部9の項の①を次のように改める。

(1)　サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し（法第26条第1項、第2項、第27条第1項）			○				

別表第二の8の表住宅課の部9の項の②中「第17条第1項」を「第28条第1項」に改め、同項の③中「第22条第1項」を「第33条第1項」に改め、同項の④中「第24条」を「第35条」に改め、同項の⑤中「第27条第1項」を「第38条第1項」に改め、同項の⑥から⑨までを削り、同項の⑩中「第50条」を「第46条」に改め、同項中⑩を⑥とし、⑪及び⑫を削り、同項の⑬中「第72条」を「第68条」に改め、同項の⑬を同項の⑦とし、同項の⑭中「第73条第1項」を「第69条第1項」に改め、同項の⑭を同項の⑧とし、同項の⑮中「⑭」を「⑧」に改め、同項の⑮を同項の⑨とし、同部12の項を削り、同部13の項の③中「買取つた」を「買い取つた」に、「第7条の7」を「第7条の7第1項—第3項」に改め、同項の④中「第一種市街地再開発事業の施行」を「個人施行」に改め、同項の⑥及び⑦を次のように改める。

(6)　組合の設立等の認可（法第11条第1項—第3項）			○				
(7)　事業計画の修正の命令等（法第16条第3項）			○				

別表第二の8の表住宅課の部13の項の⑧中「第45条第3項」を「第45条第4項」に改め、同項の⑰中「⑯」を「㉒」に改め、同項の⑰を同項の㉓とし、同項の㉓の前に次のように加える。

㉑　再開発会社に対する命令等（法第25条の2第3項—第5項）			○				
㉒　市町に対する是正の要求（法第26条第1項）			○				

別表第二の8の表住宅課の部13の項中⑯を⑳とし、⑳の前に次のように加える。

⑰　管理処分計画の認可（法第18条の6第1項）			○				
⑱　措置の命令（法第24条第3項）			○				
⑲　個人施行者に対する命令等（法第24条の2第1項—第3項）			○				

別表第三の8の表住宅課の部13の項中⒁及び⒂を削り、⒀を⒃とし、⑽から⑿までを⒀から⒂までとし、同項の⑼中「第51条第1項」を「第58条第1項」に改め、同項中⑼を⑿とし、⑻の次に次のように加える。

⑼ 再開発会社の施行の認可（法第50条の2第1項）		○				
⑽ 市街地再開発事業の終了の認可（法第50条の5第1項）		○				
⑾ 設計の概要の認可（法第51条第1項）		○				

別表第三の8の表住宅課の部中13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、別表第三の9の表を削り、別表第三の10の表物品管理課の部1の項の⑶中「第5項」を「第6項」に改め、同項の⑹中「第61条」を「第62条」に改め、同表を別表第三の9の表とする。

附　則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年四月一日印刷
平成二十四年四月一日発行

発行所　山口県庁
発行人　山口県知事